

伊万里市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月23日

伊万里市長 深 浦 弘 信

## 伊万里市条例第 3 号

### 伊万里市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例

伊万里市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 4 項を加える。

5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、附則第 2 項第 1 号の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧個人情報保護条例第 2 条第 8 号に規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を附則第 2 項第 1 号の規定の施行後に提供したときは、2 年以下の懲役又は 1 0 0 万円以下の罰金に処する。

(1) 附則第 2 項第 1 号の規定の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は同項の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 附則第 3 項第 2 号に掲げる者

6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た附則第 2 項第 1 号の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報を附則第 2 項第 1 号の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 5 0 万円以下の罰金に処する。

7 前 2 項の規定は、市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

8 附則第 2 項第 1 号の規定により旧個人情報保護条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

#### 附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。